

# 2025年度福祉職場就職フェアチラシ・ポスター・冊子等制作・印刷 委託業務に係る業務内容仕様書

## 1. 基本事項

### (1) 事業名称

2025年度福祉職場就職フェアのチラシ・冊子等の制作・印刷業務  
(以下、「本事業」という。)

### (2) 目的

人材の確保が喫緊の課題である福祉・介護分野への人材の参入及び確保するため、採用担当者と社会福祉分野への就職を希望する求職者との面談の場を提供する「福祉職場就職フェア」を実施するにあたり、チラシ・ポスター・求人冊子等の制作・印刷を行うこと。

なお、チラシ・ポスターは求職者の来場を促すもの、冊子は来場者が見やすくわかりやすい冊子を作成すること。

### (3) 契約期間

契約日～2026年3月31日

#### ◆全域フェア

- ・第1回 2025年6月28日(土) みやこめっせ  
出展法人数 110 法人程度  
来場者：300人  
対象者：2026年3月卒業予定の学生、一般求職者等
- ・第2回 2026年3月8日(日) みやこめっせ  
出展法人数 110 法人程度  
来場者：400人  
対象者：2027年3月卒業予定の学生、一般求職者等

## 2. 委託経費

3,600千円以内(税込)

## 3. 委託業務内容(※2025年1月5日現在の予定、実際の業務内容については変更の可能性あり)

### (1) チラシの制作

①A4両面カラー

②コート紙90kg

※2024年度作成分を参考にしてください。(6月、3月)

③印刷部数

ア 6月全域フェア	: 7,000部
イ 3月全域フェア	: 7,000部

### (2) ポスターの制作

①A2：片面カラー、コート紙110kg

②印刷部数

ア 6月全域フェア	: 200部
イ 3月全域フェア	: 200部

### (3) 冊子の制作

①サイズ：A4

表紙：マットコートA版86.5kg オフセット印刷カラー4枚

本文：上質紙 A 版 35.0kg オフセット印刷  
4 ページはカラー印刷（次の②のア、イ、エ、ク）  
6 月 1 1 0 法人程度、3 月 1 1 0 法人程度

②本文内容（必携事項）

- ア きょうと福祉人材育成認証制度
- イ 会場図カラーで制作（他に会場貼付用作成）
- ウ 京都府広域マップ
- エ 出展法人（団体）一覧目次（他に出展事業者用に法人看板作成）目次カラー
- オ 出展法人（団体）情報の見方
- カ 出展法人紹介ページ
  - （ア）ブース番号
  - （イ）法人 P R
  - （ウ）事業種別
  - （エ）法人名
  - （オ）各マーク（認証、ワークライフバランス、第三者評価等）
  - （カ）募集職種・資格等
  - （キ）給与
  - （ク）諸手当・休日休暇
  - （ケ）就業先、事業所名、就業先所在地（市区町村までの表示）、最寄駅
  - （コ）自由記述（法人の理念、求める人物像等）
  - （サ）問合せ先
  - （シ）QRコード
  - （ス）事業内容
- キ 主な求職登録・相談窓口
- ク 府福祉人材・研修センター事業紹介

※出展法人紹介ページは 2 0 2 4 年度冊子にこだわらず各社で自由に発案してください。

③出展法人紹介ページの作成

- ア フォーム作成（エクセル等各法人が入力しやすいものを用意してください。）
- イ 出展法人説明会に参加、フォームへの入力方法の説明
- ウ 各法人から入力
- エ 各法人が記入したものをとりまとめ（各法人とのやりとり含む）
- オ 校正（各法人とは 2 ～ 3 回程実施、センター 7 日要）
- カ 納品（開催日の 1 0 日前）

④印刷部数

- ア 6 月全域フェア 500 部
- イ 3 月全域フェア 500 部

(4) その他作成

- ① 6 月、3 月全域フェアの冊子のデータを活用した会場配置図のデータ作成  
※会場に併せた向きの異なる会場図等も含む
- ② // を活用した法人看板のデータ作成

4. 納品日・場所

チラシは、6 月フェア等は開催日の約 2 ヶ月前、3 月フェアは開催日の約 3 ヶ月前までに、冊子は、フェア開催の 7 日前までに当センターに納品のこと。

5. 業務の留意事項

チラシは、福祉職場の魅力を伝え、多くの求職者に来場していただくため、日時、場所は当然ですが全体の構成が福祉をイメージさせる写真やイラストを使って目を引くように作成してください。また催し物等の内容をわかりやすく表示してください。

冊子は、フェア参加者が就職先を決定する情報であるため、給与、手当、福祉厚生制度等がわかりやすく記載され、出展法人ごとに比較しやすい等、提案者が持つ知識、経験を基もとして制作してください。

## 6. その他

- 1 京都府等の事業展開により、京都府社会福祉協議会及び受託事業者の協議により、新たな業務が加わることもある。
- 2 本事業の成果及び著作権は、京都府社会福祉協議会に帰属するものとし、納品された写真やデータ等をホームページや印刷物に使用できるものとする。
- 3 その他契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府社会福祉協議会と受託事業者で協議して決定するものとする。